



浦安市の子どもを みんなで守る条例

平成 24年7月1日施行

浦安市の未来を築く子どもたちが
みんなから見守られ、健やかに
育てほしいという願いから生まれ
た条例です。

前文(抜粋)

子どもは未来への希望である。
子どもの健やかな成長と明るい笑顔は、
より豊かで幸せな未来へ向かって歩みを進
める私たち浦安市民の希望の象徴である。

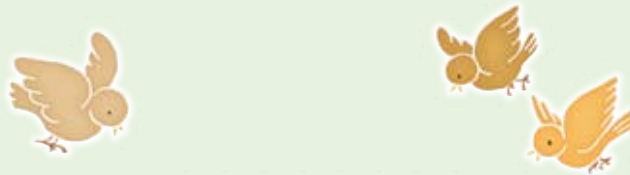
(中段省略)

私たち浦安市民は、この浦安で子どもを
育てた保護者と愛情深く大切に育てられた
子どもが、「このまちで育ててよかった、
このまちで育ててよかった」と思うことが
できる未来であるように、地域と行政とが
力を合わせ、かけがえのない存在である
子どもを児童虐待から守り、その人権を
擁護するとともに、児童虐待を予防するた
めに子育て家庭を支えることを決意し、この
条例を制定する。

オレンジのリボンを見かけたら…



オレンジリボンには子ども虐待を
防止するというメッセージが込め
られています。



ご案内図



浦安市子ども家庭支援センター

〒279-0004
千葉県浦安市猫実1丁目2番5号
(健康センターB1F)
FAX 047-355-1143

浦安市

こども家庭 支援センター

地域で安心して子育てができる環境づく
り、児童虐待の防止強化などを目的にした、
こどもと家庭に関するさまざまな問題に総合
的に対応するための施設です。

また、こども家庭支援センターでは、ひとり
親家庭や婦人問題に関する相談や就労支援
事業も行っています。





こどもと家庭の総合相談

18歳未満のお子さんについての相談や
家族関係の相談を受け付けています。

相談の内容

家庭児童相談専用 電話 **350-7867**

【受付時間】月～土 午前9時～午後5時

電

043-252-1152

※受付時間は24時間・365日対応です。



ひとり親家庭と婦人の相談

母子家庭の母、及び父子家庭の父の相談。
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付などの
相談。
また婦人の心配ごとやその他の相談も受
け付けています。

相談の内容

その他

